

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 給付金・助成金の交付を装った詐欺にご注意を！
- ◆ 「おトクにお試しだけ」のつもりが定期購入に！？
- ◆ 住宅用太陽光発電の固定価格での買取期間は10年です
- ◆ 宮城県消費生活センターからのお願い

2020
June
6 月号
第123号



給付金・助成金の交付を装った詐欺にご注意を！

特別定額給付金や助成金などの申請手続きが始まり、これに便乗した不審なメールや電話が確認されています。不審な連絡があったり、おかしいと思うことがありましたら、警察や最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

相談事例

- ・特別定額給付金の代理申請業務を行う団体を名乗る者から電話で個人情報や口座情報を聞かれた。
- ・特別定額給付金とマイナンバーカードの申請代行をするとの電話があった。
- ・役所を騙ったSMSが届き、金融機関の口座番号を入力するように求められた。
- ・「インターネットサービスを一定額以上利用した人にお金を給付する」というメールが届いた。

★アドバイス★

- 怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの不審なメールなど、怪しい・おかしいと思うものには反応しないにしましょう。
- 日頃からメールのURLはすぐにタップ（クリック）せず、公式サイトなどの確かな情報源から真偽を確認しましょう。
- 氏名や住所、電話番号などの個人情報は、安易に伝えないにしましょう。
- 暗証番号、口座番号、通帳、キャッシュカード、マイナンバーは絶対に教えない！渡さない！
- 困ったときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

なお、特別定額給付金の手続きなどについては、お住まいの市区町村へご確認ください。

新型コロナウイルス 給付金関連消費者ホットライン 0120-213-188

国民生活センターでは「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤルで、給付金に関する消費者トラブルについての相談を受け付けます。

「おトクにお試しだけ」のつもりが定期購入に！？

相談事例1



動画投稿サイトで「ダイエット効果のあるサプリメント、お試し500円」という広告を見て注文した。最近、初回の商品と同じ商品が届き、商品代金約6,500円の請求書が同梱されていた。事業者にお問い合わせると、「5回の商品購入が条件の契約だ」と言われた。注文時の最終画面にも高額な金額の記載がなく、定期購入が条件とも記載されていなかったため、500円のお試しのみの購入で定期購入が条件とは思わず注文した。こんなに高額になるなら注文しなかった。

相談事例2

インターネット通販で、「初回300円、●日間解約保証」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。効果を感じられなかったため、解約保証期間内に解約を申し出ると、「4か月以上の定期購入が条件の契約となっているので、解約には4か月後に連絡が必要」と言われた。「●日間解約保証のはずだ」と言うと、「その場合は通常価格1万5千円の支払いが必要」との回答だった。そのような規約はページのかなり下部まで見ないと分からなかった。



★アドバイス★

- 「定期購入が条件となっていないか」「支払うこととなる総額はいくらか」など契約内容をしっかり確認しましょう

商品を注文する際には、事業者の販売サイトや申込の最終確認画面で、商品価格や効果ばかりではなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入が条件となっている場合、継続期間・回数が定められているか、支払うこととなる総額はいくらか等の契約内容をしっかり確認しましょう。また、最終確認画面や自分が見た広告を印刷したり、スクリーンショットを撮るなどして、契約内容を記録しましょう。

- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など解約条件をしっかり確認しましょう

継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日●日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある等、条件が定められているケースがみられます。解約・返品の可否や条件をしっかり確認しましょう。

- 事業者に連絡した記録を残しましょう

消費者が事業者に電話をしてもつながらず、問合せや解約の申し出ができないケースがみられます。事業者によっては、電話がつながりやすい曜日や時間帯をホームページ上で案内している場合もあるので、確認しましょう。また、事業者に連絡した証拠として、電話、メール、FAX等の記録を残しておきましょう。

- 困ったときは、最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう



住宅用太陽光発電の固定価格での買取期間は10年です

「住宅用太陽光発電の固定価格買取制度」とは？

住宅用太陽光発電で作られた電力のうち余剰電力を、電力会社が一定価格で10年間買い取ることを国が約束する制度のことです。

固定価格での買取期間は10年間で

住宅用太陽光発電の余剰電力は、固定価格での買取期間が10年間と定められていることから、2009年11月に開始した余剰電力買取制度の適用を受けた方については、2019年11月以降、買取期間が順次満了していくことになります。その際は、現在電力を買取っている電力会社から通知が届きますので確認しましょう。



買取期間満了後の対応

買取期間満了後の選択肢は、大きく分けると「自家消費」と「売電」の2通りがあります。

- ①蓄電池、電気自動車、自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）などを組み合わせて自家消費を増やす。
- ②小売電気事業者と契約して売電する。

誤った情報や、誤解を招く表現にご注意ください。

買取期間の満了に伴い、契約変更や売電、蓄電池等の購入に関する勧誘・セールスが急増することが予想されます。誤った情報や誤解を招く表現に惑わされず、正しい情報を得ることが大切です。

困ったときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

勧誘前に勧誘目的を告げない、迷惑な勧誘をするなど、少しでも不審に思うことがあったら最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

詳しくは資源エネルギー庁・住宅用太陽光設備の買取満了に関する情報サイトをご覧ください。

どうする？ソーラー



宮城県消費生活センターからのお願い

《宮城県消費生活センターからのお願い》

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、原則として、電話相談でのみ受け付けております。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

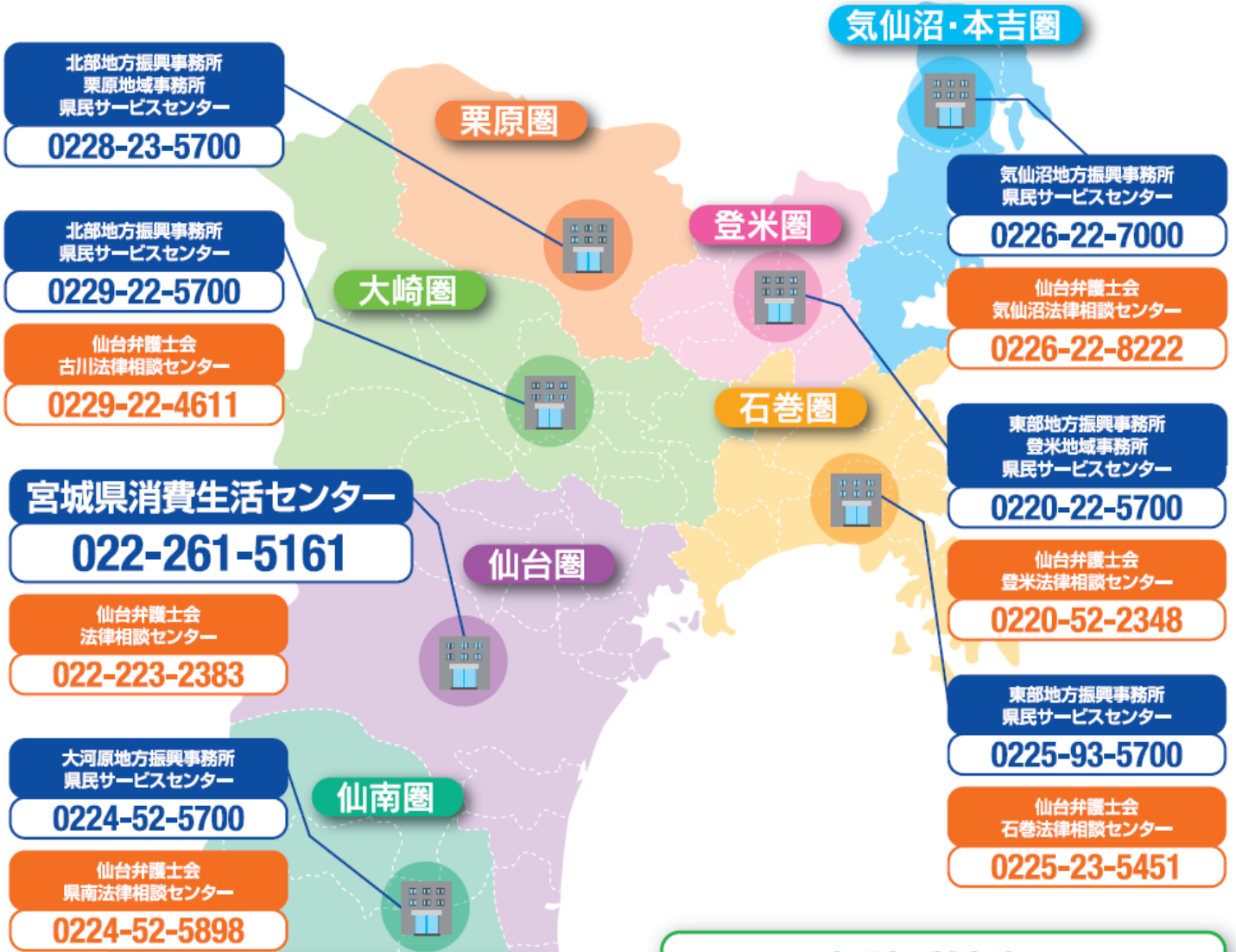
〈出前講座について〉

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出前講座についても現在中止させていただいております。

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

みやぎの消費生活情報



<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>

検索!



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで (電話 022-211-2524)